

■ 4条1項11号

不服 2022-001451

＜本願商標＞

MOCHI SKIN

第3類「せっけん類，歯磨き，化粧品，香料，薫料，つけづめ，つけまつ毛」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

MocchI SKIN

モッチスキン

引用商標：

第3類「せっけん類，化粧品，歯磨き，香料，口臭用消臭剤」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「MOCHI SKIN」の文字を普通に用いられる方法で書くなり、「MOCHI」の文字と「SKIN」の文字の間に半角程度のスペースがあるとしても、同一の書体で表されていると認められるものであって、まとまりよく一体的な印象を与えるものである。

そして、その構成中の「MOCHI」の文字は、辞書等に載録された既成の語ではないから、特定の語義を有しない造語と認められ、「SKIN」の文字は「皮膚」（「プログレッシブ英和中辞典 第5版」株式会社小学館）の意味を有するものと容易に理解させる平易な語であるが、全体としては辞書等に載録のない語であるから、特定の意味合いは生じない。

そうすると、本願商標からは、その構成文字に相応して「モチスキン」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

## (2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「M o c c H i SK I N」の欧文文字及び「モッチスキン」の片仮名を二段に横書きしてなるところ、下段の「モッチスキン」の片仮名は、上段の「M o c c H i SK I N」の読みを特定したものと無理なく看取り得るものである。

そして、その構成中の「M o c c H i」の文字は、辞書等に載録された既成の語ではないから、特定の語義を有しない造語と認められ、「SK I N」の文字は「皮膚」(前掲書)の意味を有するものと容易に理解させる平易な語であるが、全体としては辞書等に載録のない語であるから、特定の観念は生じない。

そうすると、引用商標からは、その構成文字に相応して「モッチスキン」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

## (3) 本願商標と引用商標との類否について

ア 本願商標と引用商標との類否について検討するに、全体の外観においては、前記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、一段書きと二段書きの差異があり、かつ、片仮名の有無について明らかに異なるものである。

そして、両者の欧文文字部分についてみるに、両者は、後半の「SK I N」の文字を共通にするものの、前半の「MOCHI」及び「M o c c H i」の文字における文字構成が、大文字のみと大文字及び小文字といった差異を有することに加えて、引用商標の「M o c c H i」の文字部分は、その構成中の「M」と「H」の文字が大文字であることから、恰も「M o c c」と「H i」の2つの単語を結合したようなものであるとの印象を与えるものであり、これらの差異が与える影響は大きく、両商標は、外観上、明確に区別できるものである。

イ 称呼については、本願商標から生ずる「モチスキン」の称呼と引用商標から生ずる「モッチスキン」の称呼とは、語頭「モ」の音に伴う促音の有無に差異を有するのみで、その他の音を共通にするものである。そして、該差異音である促音は、それ自体が独立した1音として明確に発音されて聴取されるものではなく、その前音である「モ」に吸収されて、明確には聴取されがたい微弱音となることから、促音の有無が、称呼全体に及ぼす影響は決して大きいものとはいえず、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合には、全体としての語調、語感が近似し、互いに聞き誤るおそれがある類似するものである。

ウ 観念については、本願商標及び引用商標からは、いずれも特定の観念を生じないものと認められるから、観念上、比較し得ない。

エ そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼において類似するとしても、観念において比較し得ず、外観においては明確に区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品の類否については論ずるまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「MOCHI SKIN」と引用商標「Mocchi SKIN\モッチスキン」は、称呼において類似するとしても、観念において比較し得ず、外観においては明確に区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

まず、本願商標と引用商標の実質的な違いは、前半の「MOCHI」と「Mocchi」の部分ということになりそうですが、指定商品がせっけん類や化粧品であるといった点や、共通する後半の語が「SKIN」である点を踏まえれば、これらがいずれも「もち肌」から由来していると、容易に理解・認識ができるのではないのでしょうか。

ここで、たしかに、「もち肌」のことを一般的な英語表現で「MOCHI SKIN」などとは言わないと思われることから、審決の言うように、これより特定の観念が生じないという点も一応は納得できます。しかし、需要者が両商標より受け取るイメージや印象としては、同一と言えなくもない気がします。少なくとも、上述のように、元になったコンセプトは同じなのではないのでしょうか。

もしかすると、引用商標権者は、識別力の観点を懸念して、「MOCHI SKIN」をあえて造語的にした結果、「Mocchi SKIN」という商標を採用したのかもしれませんが、いずれにしても、本願商標に商標登録が認められることは青天の霹靂でしょう。

引用商標のようにアルファベットの大文字と小文字が混在する商標であっても、たとえばインターネットにおける表示においては、システム上、一方しか使えないというケースもあるかと思います。そうすると、引用商標の場合は、「MOCCHI SKIN」とか「mocchi skin」と表記することになりそうですが、その際、本願商標との類似関係はどうなるのでしょうか。

そもそも、審決が言うように、両商標の外観は明確に区別し得るものでしょうか。「O」と「C」は、大文字でも小文字でも形は変わりませんし、それこそ指定商品にさほど大きく表示されなければ、個人的には両者を見分けるのは困難なように思います。

以上のように、個人的な感想としては、両商標は少なくとも明確に区別し得るとまでは思えませんし、両商標から受け取るイメージや印象も同一であると思われるため、これに加えて称呼も類似するというのであれば、両商標は類似の商標であると判断するのが妥当ではないかと考えますが、皆様はどのようなご意見をお持ちでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2022年11月14日 >